

新しい労働保険のしおり

御存知ですか？

経営者も国の労災保険に加入することができます！

国は、事業主の労働保険事務の負担を軽減するため、「労働保険事務組合」という制度を設けました。これは、労働保険の事務手続を専門に行う団体であり、労働保険(労災・雇用保険)の事務手続から、保険料の納付に至るまで、国の認可を受けた団体が事業主に代わって手続を行うものです。

労働保険事務組合である各地域の福祉協会をご利用いただくことにより、窓口の一本化、事務手続の簡素化、最新の労働保険制度内容の把握など、事業所様でお困りの問題が一気に解決します。

各福祉協会に委託すると次のような特典があります。

《 特 典 》

1. 法人の場合は**業務執行権のある役員**、個人の場合は**事業主や家族従事者**も、**労災保険に特別に加入**することができ、業務災害や通勤災害に遭った場合は国から補償が受けられます。
2. **建設業等で働く一人親方も労災保険に特別に加入**することができます。
3. 労働保険料の額にかかわらず、**年3回に分割**して納入することができます。
4. 労働保険の加入から、災害補償、従業員の異動に関する書類作成・手続まで、わざわざ**労働基準監督署や公共職業安定所に行く必要がありません**。
5. 労働保険未加入の事業所も、事務組合を通じて加入すれば、簡単に手続が行えます。(労働保険未加入中に生じた事故について、事業主は2年間の保険料と保険給付された額の全部又は一部を徴収されます。)

この機会に、様々なメリットのある「労働保険事務組合」制度のご活用を、是非ご検討下さい！

日本福祉協会連合会の下、各地域の福祉協会が皆様をお手伝いします！



全力で皆様のお役に立ちます！ 厚生労働大臣認可(労働保険事務組合)

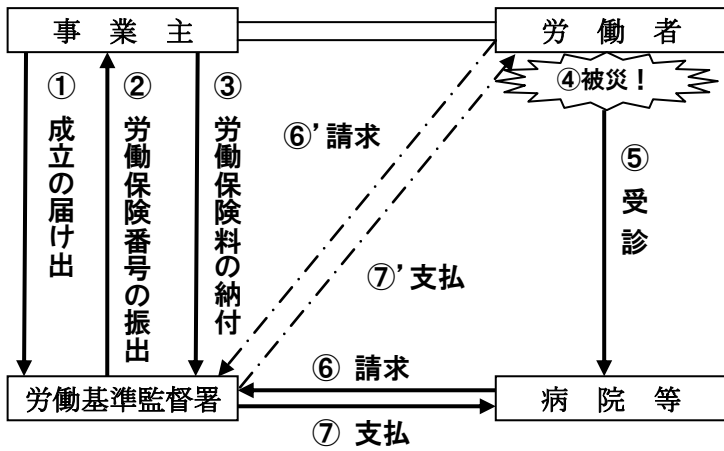
日本福祉協会	〒104-0028	東京都中央区八重洲 2-6-21	三徳八重洲ビル 5 階	☎ 03-3274-0651
北海道福祉協会	〒060-0001	札幌市中央区北 1 条西 3-3-31	古久根ビル 9 階	☎ 011-221-1345
愛知福祉協会	〒460-0002	名古屋市中区丸の内 1-17-19	キックス丸の内ビル 2 階	☎ 052-202-0421
京都福祉協会	〒604-8152	京都市中京区烏丸通錦小路上ル	烏丸中央ビル 6 階	☎ 075-231-2611
大阪福祉協会	〒530-0041	大阪市北区天神橋 4-7-13	トピア扇町ビル 8 階	☎ 06-4800-3231
福岡福祉協会	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前 3-22-6	ビジネス・ワン博多駅前ビル 4 階	☎ 092-431-8651

<http://www.fukusikyukai.com/>

1. 労働保険とは

労働保険とは、事業主が事業所で働く従業員の方の業務災害や通勤災害の補償(労災保険)、また失業への備え(雇用保険)などのため、国へ事業の申告をし、その適用を受けるものです。

労災保険とは…



労働基準法では、事業主は、パート・アルバイトを含む全ての労働者の業務中の災害について、補償責任を負うこととされていますが、左図の通り、労働保険の成立手続をし、保険料を納めることによって、事業場で働く従業員の業務災害や通勤災害につき、事業主に代わり国が補償を行うものです。この為、保険料は、全額事業主負担となります。労働保険の成立手続をしていない事業所において労災事故が発生した場合、⑦の部分等について国から事業主に請求され、また、未加入期間の保険料については遡って徴収される等のペナルティが課せられます。

補償内容

こんなとき	給付の種類	保険給付金	特別支給金	賞与等を基礎とする特別支給金
ケガや病気をしたら	療養(補償)給付	労災指定病院にかかったとき 無料で診療が受けられる		
		非指定病院のとき 看護移送を要したとき 政府が必要と認めた額を支給する		
障害等により常時又は 随時介護を受けるとき	介護(補償)給付	介護に要する費用の 105,290円(月額) ～ 28,600円(月額)		
傷病の療養のため休業し 賃金を受けないとき	休業(補償)給付	(休業4日目からの休業中) 60%	(休業4日目から休業中) 20%	
1年6ヶ月たっても治らないとき	傷病(補償)年金	1年に 第1級: 313日分 ～第3級: 245日分	第1級: 114万円 ～ 第3級: 100万円	算定基礎日額の 1年に 313日分 ～245日分
ケガが治っても 障害が残ったら	障害(補償)給付	年金	第1級: 342万円 ～ 第14級: 8万円	1年に 313日分 ～131日分
		一時金		
死亡した場合は	遺族(補償)給付	年金	300万円	1年に 245日分 ～153日分
		一時金		
	葬祭料 葬祭給付	30日+315,000円 又は 60日分のうち高い方		1,000日分

雇用保険とは…

雇用保険では、労働者のための失業給付等だけでなく、事業主に対し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大、その他雇用の安定を図るための助成金や奨励金、労働者の職業能力の向上を図るための事業などを行っています。

雇用・労働関係の助成金や奨励金も、労働保険の適用を受けているからこそ給付が受けられるのです。

保険料は、全額が事業主負担の労災と違い、労使ともにかかります。

雇用保険が労災保険と異なる点は、被保険者となる労働者の加入要件が定められていることです。

雇用保険の加入対象となるのは、次の要件を満たす方です。

- 加入要件その1: 1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ雇用の見込みが31日以上あること など
- 加入要件その2: 年齢は問いません。

パートやアルバイトの方であっても、上記の要件に該当していれば、雇用保険に加入させなければなりません。

保険給付

(1) 求職者給付

① 基本手当(65歳未満で離職された方)

イ. 定年・自己都合・懲戒解雇の方

被保険者期間 離職時年齢		10年未満	10年以上 20年未満	20年 以上
		65歳未満	90日	120日
障害者等の 就職困難者	45歳未満	300日		
	45歳以上	360日		
	65歳未満			

② 高年齢求職者給付金(65歳以上で離職された方)

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付の額	30日分	50日分

ロ. 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

被保険者期間 離職時年齢		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年 以上
		30歳未満	90日	90日	120日	180日
30歳以上35歳未満	120日	180日		210日	240日	
35歳以上45歳未満	150日			240日	270日	
45歳以上60歳未満	180日	240日		270日	330日	
60歳以上65歳未満	150日	180日		210日	240日	
障害者等の 就職困難者	45歳未満	150日	300日			
	45歳以上		360日			
	65歳未満					

(2) 就職促進給付 ① 就業促進手当 ② 移転費 ③ 広域休職活動費

(3) 教育訓練給付

(4) 雇用継続給付 ① 高年齢雇用継続給付 ② 育児休業給付 ③ 介護休業給付

助成金・奨励金

雇用保険では、高年齢雇用継続給付や育児休業給付金など労働者に直接給付されるものだけでなく、**事業主に直接支給される返済不要の助成金を数多く設け**、雇用の安定に努めています。

例えば、①特定求職者雇用開発助成金(公共職業安定所等を通じ高齢者や障害者を雇入れた場合支給されるもの)や、②65歳超雇用推進助成金(65歳以上への定年の引き上げ等を実施した場合支給されるもの)、③トライアル雇用奨励金(職業経験、技能、知識等から就職が困難な求職者を、公共職業安定所を通じて一定期間試用雇用した場合に助成されるもの)等、身近に活用が見込めるものが多数あります。

労災保険特別加入制度とは…

労働保険は事業所で働く従業員の方の労働災害、また失業に備える為の保険なので、事業主は補償の対象とはされていないのです。また特に、事業主の業務災害については、原則健康保険でかかることもできません。

事業主であっても労働者であっても、実際に業務に携わる方々は、作業中の事故や、取引先への移動中の事故等、いつも危険と隣合わせです。それにもかかわらず、労働保険では事業主という立場にあるだけで、補償の対象外とされてしまいます。

ところが、「労働保険事務組合」制度をご利用頂いている事業所の事業主様等に限り、従業員の方と同様の労災(業務災害・通勤災害)補償を受けることができるようになります*。これが労災保険特別加入という制度です。(※雇用保険の給付は受けられません。)

国が主体となっている保険で営利を目的としているものではないため、民間の傷害保険等に比べ、保険料は安価で補償内容も左表の通り充実しています。また、保険料も、事業所得の計算上、必要経費として算入できます。

※ 事業主としての業務(取締役会への出席等、事業主の立場で行う業務)を行っている場合には、補償の対象とならないなど、一部、従業員の方と異なる点がございます。詳しい内容につきましては、お問い合わせ下さい。

なお、労災保険特別加入制度には、上記の**事業主等の特別加入(第1種特別加入)**の他、**一人親方その他自営業者等の特別加入(第2種特別加入)**、**海外派遣者の特別加入(第3種特別加入)**があります。

2. 保険料について

労働者の保険料

労働者全員に対し一年間(年度途中加入の場合は加入時より年度末まで)に支払われるであろう賃金総額の見込額に、保険料率を乗じて**概算保険料**を算出し、年度終了後現実に支払った賃金総額により**確定保険料**を算出します。その**過不足額は、翌年度の保険料で精算**します。

算出例 (卸売業の場合)

年間賃金支払見込額		保険料率			1年間の概算保険料
10,000,000円	×	労災保険率 : 3/1,000	=	30,000円 (労災分)	} 120,000円
	×	雇用保険料率 : 9/1,000	=	90,000円 (雇用分)	

元請工事を行う場合

建設業の事業単位は、工作物等が完成されるまでに行われる作業全体をとらえて一つの事業単位とし、その**工事の大小にかかわらず**、労災保険の適用対象となります。また、建設業においては、その工事が数次の請負によって行われる場合、**元請負人が、下請負等の従業員を含めた工事全体につき、事業主として労災保険の適用を受け、保険料を納付することになります。**全ての従業員の賃金が把握できる場合はそれをもとに労災保険料を算出しますが、把握が困難な場合は、工事の元請金額に労務費率を乗じたものに、労災保険率を乗じて算出します。

特別加入者の保険料

特別加入者の希望により「**給付基礎日額**」を決定し、それに基づく**保険料算定基礎額**(給付基礎日額×365)に、事業主等の場合は、特別加入者の従事する事業に適用されている労災保険率を乗じて算出します。

土木、建設等の一人親方特別加入者の保険料率は**18/1000**です。

海外派遣者特別加入の保険料率は、業種にかかわらず**3/1000**です。

算出例 (卸売業の場合)

$$\begin{array}{ccc} \text{給付基礎日額} & \text{保険料率} & \text{年間保険料} \\ 25,000 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} \times \text{労災保険率: } 3/1,000 & = & 27,375 \text{ 円 (特別加入保険料)} \end{array}$$

保険料率等

(1) 労災保険率 (主なものを抜粋)

保険料率	事業の種類
2.5/1,000	通信、出版業等
	金融業、保険業、不動産業
	電気機械器具製造業
3/1,000	卸売業・小売業、飲食又は宿泊業
	その他の各種事業
3.5/1,000	印刷又は製本業
4/1,000	繊維製品製造業
	輸送用機械器具製造業
4.5/1,000	化学工業

保険料率	事業の種類
5/1,000	機械器具製造業
5.5/1,000	ビルメンテナンス業
6/1,000	食料品製造業
6.5/1,000	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除、ゴルフ場の事業
	その他の製造業
7/1,000	めっき業
9/1,000	貨物取扱事業
10/1,000	金属製品製造業
14/1,000	木材又は木製品製造業

保険料率	労務費率	事業の種類
6.5/1,000	38%	機械装置の組立て又は据付けの事業 (組立て又は取付けに関するもの)
	21%	機械装置の組立て又は据付けの事業 (その他のもの)
9.5/1,000	23%	建築事業
12/1,000	23%	既設建築物設備工事業
15/1,000	24%	その他の建設事業

(2) 雇用保険率

(1,000 分の)

(3) 特別加入保険料算定基礎額表

	労働者負担	事業主負担	雇用保険率
一般の事業	3	6	9
農林水産・清酒製造の事業	4	7	11
建設の事業	4	8	12

給付基礎日額	保険料算定基礎額
25,000 円	9,125,000 円
24,000 円	8,760,000 円
22,000 円	8,030,000 円
20,000 円	7,300,000 円
18,000 円	6,570,000 円
16,000 円	5,840,000 円
14,000 円	5,110,000 円
12,000 円	4,380,000 円

給付基礎日額	保険料算定基礎額
10,000 円	3,650,000 円
9,000 円	3,285,000 円
8,000 円	2,920,000 円
7,000 円	2,555,000 円
6,000 円	2,190,000 円
5,000 円	1,825,000 円
4,000 円	1,460,000 円
3,500 円	1,277,500 円

(平成 31 年度まで、4 月 1 日現在 64 歳以上の方は、当該年度の雇用保険料が免除されますが、平成 32 年度からは、年齢にかかわらず保険料が徴収されます。)

3. 労働保険事務組合とは

「労働保険事務組合」とは、事業主の事務負担を軽減するため、事業主が行うべき労働保険の事務処理を、事業主から委託を受け、事業主の代わりに手続を行うことができる、厚生労働大臣の認可を受けた団体です。

労災・雇用保険の事務手続から保険料の納付に至るまで、労働保険事務組合が事業主に代わり手続を行います。事務組合への加入金及び会費は、別紙をご参照下さい。

事務組合に加入するには

所定の「**労働保険事務等委託書**」に必要事項を記入の上、ご送付下さい。

労災事故が発生した場合は

病院で「**労災事故**」として治療を受けると共に、所定の「**災害報告書**」にて事故の内容についてご報告下さい。

従業員の異動があった場合は

所定の「**雇用保険事務連絡表**」に必要事項を記入の上、ご送付下さい。

労働保険料等の納付は

年に 1 度、「**労働保険料等算定基礎賃金等の報告**」にて、従業員の方々の賃金等についてご報告下さい。保険料を算出し、納入通知書を送付致します。

※事務組合に委託しても、「労働者名簿」、「出勤簿」、「賃金台帳」は必ず事業所に備付して下さい。